

市区町村名	No	交付対象事業の名称	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③精算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	推奨事業メニュー	事業 始期	事業 終期	総事業費(千円)	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	実施状況の公表等について (HP, 広報紙など)	備考1 (重点支援地方交付金の追加を踏 まえた各省市庁の通知の発出状況に 定義されている対象分野)
尾張旭市	1	住民税非課税世帯等価格高騰給付金(7万円追加給付)	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5, R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 6,285世帯×70千円のうちR6計画分 ④R5年度分の住民税非課税世帯 (6,285世帯)	—	R6.3	R6.6	9,450	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない
尾張旭市	2	一体支援枠給付金(定額減税補足給付金・新非課税化等世帯給付金)	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5, R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 1,154世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 466世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 232世帯×100千円、子ども加算 973人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 20,482人 (490,190千円)のうちR6計画分 事務費 65,200千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(1,852世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(20,482人)	—	R6.4	R6.11	614,240	対象世帯に対して令和6年4月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない
尾張旭市	6	No.2事業(事務費)	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯へかかる事務費 ③事務費438千円 事務費の内容 【業務委託料等として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(1,852世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(20,482人)	—	R6.4	R6.11	438	対象世帯に対して令和6年4月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない
尾張旭市	7	賄材料費高騰分公費負担(保育園)	①保護者の負担を増やすことなく、従来通りの栄養バランス等を保った給食を提供できるよう給食原材料費の高騰分を公費負担し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける保護者等の経済的支援を図る。 ②賄材料費に充当 ③賄材料費:3,120千円 1,300人(職員等除く)×月額200円×12月=3,120千円 ※月額200円(5,600円⇒5,800円) ④保護者等	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R6.4	R7.3	3,120	給食原材料費の高騰分(月額200円)を公費負担し、園児1,300人の保護者等の経済的支援がされている。	HP等	保育所・幼稚園・認定こども園等
尾張旭市	8	賄材料費高騰分公費負担(小・中学校)	①保護者の負担を増やすことなく、従来通りの栄養バランス等を保った給食を提供できるよう給食原材料費の高騰分を公費負担し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける保護者等の経済的支援を図る。 ②賄材料費に充当 ③賄材料費:50,576千円 4,640人(教職員等除く)×1食40円×185回=34,336千円(小学校) 2,320人(教職員等除く)×1食40円×175回=16,240千円(中学校) ※小学校1食40円(250円⇒290円)、中学校1食40円(280円⇒320円) ④保護者等	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R6.4	R7.3	50,576	給食原材料費の高騰分(1食40円)を公費負担し、児童生徒6,960人の保護者等の経済的支援がされている。	HP等	給食
尾張旭市	9	省エネ設備投資促進補助金(物価高騰対策)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける小規模企業等が行う省エネ設備(冷暖房設備、照明設備及び衛生設備等)への更新に要する経費に対して補助金を交付し、小規模企業等の振興を図る。 ②補助金に充当 ③補助金:50,000千円 180事業者×300千円(上限)⇒50,000千円 ④小規模企業等	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	R6.6	R7.3	50,000	対象となる省エネ設備への更新を行った事業者(180事業者想定)に対し、補助金が交付されている。	HP等	対象分野に関連しない

市区町村名	No	交付対象事業の名称	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③補算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	推奨事業メニュー	事業 始期	事業 終期	総事業費(千円)	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	実施状況の公表等について (HP, 広報紙など)	備考1 (重点支援地方交付金の追加を踏 まえた各省庁の通知の発出状況に 定義されている対象分野)
尾張旭市	10	指定管理施設光熱費等高騰対策補助金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の中においても指定管理者が指定管理施設を安定的に運営できるよう補助金を交付する。 ※基本協定にて当初合意した光熱水費等の高騰分については、事業者負担となっており、本来自治体が負担すべき義務的な経費とはならないが、事業者の経済的負担に対する支援として指定管理料とは別に補助金を支出することで支援を実施するもの。 ②補助金に充当 ③補助金：16,200千円 ※尾張あさひ苑1,800千円、新池交流館2,800千円、東部市民センター・洗川福祉センター7,500千円、城山コミュニティセンター100千円、スポーツ施設4,000千円 ④事業者等	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	R6.4	R7.3	16,200	指定管理者(5施設区分)に対し、補助金が交付されている。	HP等	対象分野に関連しない
尾張旭市	11	市営バス燃料費等高騰対策補助金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の中においても公共交通事業者が市営バスの運営を安定的に継続できるよう補助金を交付する。 ②補助金に充当 ③補助金：1,000千円 1事業者×1,000千円(燃料費等高騰想定額)＝1,000千円 ④事業者等	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	R6.4	R7.3	1,000	市営バス事業者(1事業者)に対し、補助金が交付されている。	HP等	運輸交通・物流・観光事業者
尾張旭市	12	塵芥収集委託事業者燃料費等高騰対策補助金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の中においても塵芥収集委託事業者がごみ収集業務等を安定的に継続できるよう補助金を交付する。 ②補助金に充当 ③補助金：650千円 ※種別ごとの補助想定額：不燃ごみ50千円、粗大ごみ100千円、かん・びん280千円、スプレー缶30千円、プラごみ190千円 ④事業者等	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	R6.4	R7.3	650	塵芥収集委託事業者(3事業者)に対し、補助金が交付されている。	HP等	対象分野に関連しない
尾張旭市	13	公共施設光熱水費高騰分	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける公共施設の光熱水費(高騰分)に交付金を活用する。 ②光熱費(高騰分)に充当 ③光熱水費(高騰分) ※ふれあい会館400千円、高齢者施設(老人いこいの家、多世代交流館)600千円、保健福祉センター9,100千円、保育園4,700千円、児童館3,100千円、児童クラブ300千円、ピンポン教室200千円、小学校18,500千円、中学校11,700千円、公民館11,700千円、図書館1,500千円 ④公共施設	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	R6.4	R7.3	61,800	公共施設(11施設区分)の光熱水費高騰分に交付金が活用されている。	HP等	対象分野に関連しない